

#### 4 都市計画市素案の縦覧及び公聴会について

都市計画市素案については、次の場所で縦覧できます。また、皆様のご意見をお聴きするため、公聴会を開催しますので、公述を希望する方はお申し出ください。(10名を超えた場合は抽選)

##### (1) 都市計画市素案の縦覧及び公聴会の公述申出の受付

期間	場所	縦覧(受付)時間
平成23年1月25日(火)から 平成23年2月8日(火)まで 【土日除く】	横浜市建築局都市計画課 〒231-0012 横浜市中区相生町3-56-1 J Nビル5階	午前8時45分まで 午後5時15分まで

※港北区役所区政推進課では、「都市計画市素案の写し」をご覧になれます。

(1月25日(火)～2月8日(火)の土日を除く午前8時45分～午後5時15分)

※縦覧期間中は、都市計画課ホームページで「都市計画市素案の縦覧」をご覧になれます。

※公述申出書の提出は、2月8日(火)必着です。都市計画課へ持参又は郵送で提出してください。

(公述申出書は、1月25日(火)から都市計画課及び港北区役所区政推進課の窓口で配布します。

また、都市計画課ホームページからも入手できます。)

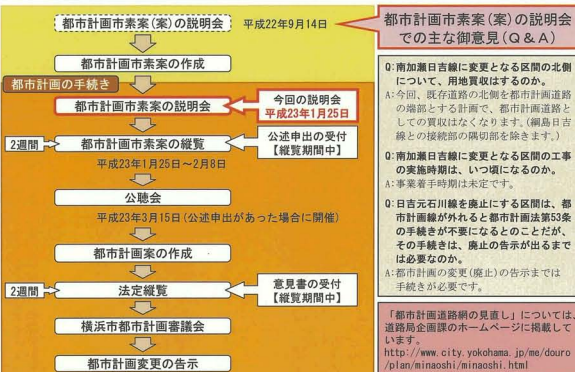
##### (2) 公聴会の日程及び会場 ※公述申出があった場合に開催

開催日	時間(予定)	会場
平成23年3月15日(火)	午後7時～午後9時	綱島東小学校 道級指導教室 (2階研修室)

※公聴会の開催の有無については、2月10日(木)以降に都市計画課へお問い合わせいただくか、都市計画課ホームページでご確認ください。

※公聴会の傍聴に事前申込は不要です。直接会場にお越しください。

#### 5 都市計画の手続きについて



〔計画内容について〕  
道路局 企画課 都市計画道路担当  
〒231-0012 横浜市中区港町1-1  
TEL 045-671-2773 FAX 045-651-6527

〔都市計画手続きについて〕  
建築局 都市計画課  
〒231-0012 横浜市中区相生町3-56-1 J Nビル5階  
TEL 045-671-2657 FAX 045-664-7707  
URL <http://www.city.yokohama.lg.jp/kenchiku/kikaku/cityplan/>

#### 横浜市からのお知らせ

平成23年1月

### 都市計画道路日吉元石川線の都市計画市素案について ～ 説明会を開催します ～

#### 1 説明会の開催について

横浜市では、都市構造や社会状況などの変化に対応するため、平成16年度から得来の道路ネットワークとなる都市計画道路網の見直しを進め、平成20年5月に「都市計画道路網の見直し素案」として取りまとめ公表しました。

このうち今回は、都市計画道路日吉元石川線の未着手区間の変更及び廃止を行います。

つきましては、変更内容、今後の手続きなどについて説明会を開催します。

開催日	時間(予定)	会場
平成23年1月25日(火)	午後7時～午後9時	綱島東小学校 道級指導教室 (2階研修室)



※事前申込は不要です。直接会場にお越しください。

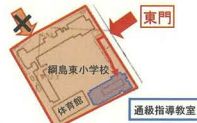
(開門は午後6時30分です。)

※横浜市からの説明は30分程度を予定しています。

その後、質疑等の時間を設けますが、質疑の状況により終了時間が早まる場合があります。

※駐車場はありません。ご来場の際は、公共交通機関等をご利用ください。

※入口は「東門」となりますので、ご注意ください。



#### 2 都市計画変更の理由

日吉元石川線は、港北区日吉六丁目(川崎市界)を起点とし、青葉区美しが丘西一丁目(川崎市界)を終点とする延長が約13,000m、代表幅員が22m、車線数が4車線の都市計画道路で、本市郊外部の市街化を踏まえ、自動車交通の円滑化を図るため昭和32年に都市計画決定しました。

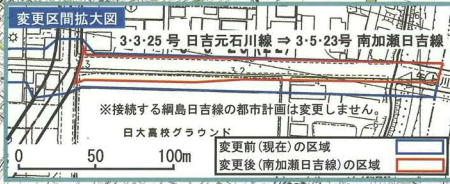
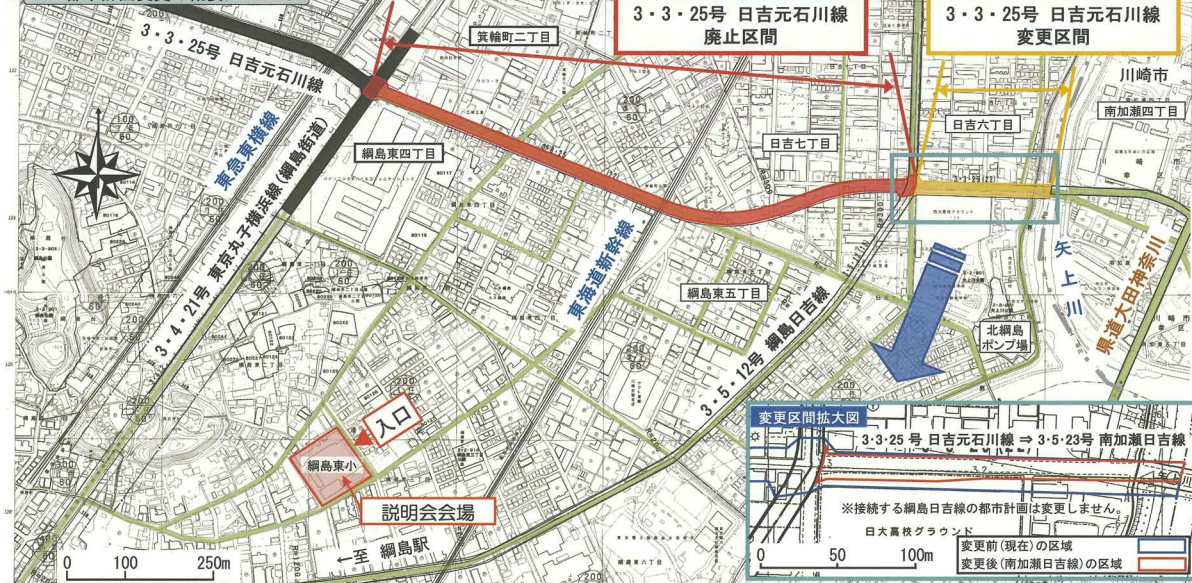
本路線のうち、東京丸子横浜線から終点までの区間は、本市の骨格となる道路網である3環状10放射道路の一つとして重点的に整備が進められ、平成15年までに完成しています。都市計画道路網の見直しを行った結果、未着手の区間のうち、綱島日吉線から東京丸子横浜線までの区間は、幅員約18mの現道があり、これにより、交通機能を代替できることから当該区間を廃止します。

また、起点側の川崎市界においては、川崎市の都市計画道路塚越南加瀬線(計画幅員12m)と接続しており、都市計画道路ネットワークを形成していることから、川崎市側と幅員の整合を図るため、起点から綱島日吉線までの区間は、代表幅員を12m、車線数を2車線、名称を3・5・23号南加瀬日吉線に変更します。

なお、綱島日吉線との交差部については、円滑な交通処理を確保するため、付加車線(右折レーン)を設けることから幅員を15mとします。

この「お知らせ」は、日吉元石川線の廃止区間及び南加瀬日吉線の都市計画線から概ね50mの範囲の地域の皆さまにお配りしています。

### 3 都市計画変更の概要について



【凡例】

	廃止する区間
	変更する区間
	整備済の都市計画道路
	未整備の都市計画道路
	主な道路
	市界

【都市計画道路の変更について】

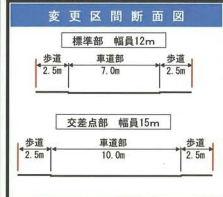
変更前(現在の計画)

名称	3・3・25号 日吉元石川線
起 点	港北区日吉六丁目(川崎市界)
終 点	青葉区美しが丘西一丁目(川崎市界)
延長	約13,000m
幅員	22m
車線の数	4車線

変更案

名称	3・3・25号 日吉元石川線	3・5・23号 南加瀬日吉線
起 点	港北区網島東四丁目	港北区日吉六丁目(川崎市界)
終 点	青葉区美しが丘西一丁目(川崎市界)	港北区日吉六丁目
延長	約11,710m	約230m
幅員	22m	12~15m
車線の数	4車線	2車線

※起点の地名(網島東四丁目)が9月の説明会時点から修正になりました。



【都市計画施設(都市計画道路など)による制限】  
 都市計画施設の区域内で家屋等の建築を行う場合、都市計画法第53条の許可を得る必要がありますが、今回の都市計画変更の手続きにより、都市計画施設の区域から除外された場合(都市計画変更の告示後)は、この許可を得る必要はなくなります。